

スキマ時間に気軽に稼げるとうたう副業トラブル！ ～簡単なタスクを行う副業でお金を払う??詐欺に騙されないで～

近年、スキマ時間を使って効率よく稼ぎたいとのニーズが高まっています。ところが、SNSや動画広告、インターネット検索等で見つけた副業サイトで「いいねを押すだけ」「スタンプを送るだけ」「スクリーンショットを撮るだけ」等の簡単な作業(タスク)で稼げるという副業に応募したところ、高額報酬を得るにはまず振り込みをするよう指示されて振り込んだが、その後も様々な理由で振り込みをさせられた挙句、高額報酬は得られなかった等という相談が増加しています。

主な相談事例

- ① SNS広告を見てタスクを始めたところ、チームで対応することになったが、ミスでチーム全員が損をしたと言われ処理費用を請求されて支払った
- ② 高額報酬のタスクのため、指示に従って事前に振り込みをしたが、引き出すことができない
- ③ SNS広告を見てタスクを始め、報酬を出金しようとしたらアカウントが凍結され、高額な解除費用を請求された

相談事例から見る特徴

- ① 簡単なタスクをするだけで報酬が得られると誘引される
- ② 最初に少額の報酬を得ることで信用してしまう
- ③ お金を稼ぐために副業を行っているはずが、様々な理由をつけて金銭を請求される

消費者へのアドバイス

- ① 「簡単に稼げる」「もうかる」ことを強調する広告は詐欺の可能性があるのでうのみにしないようにしましょう

SNSや動画広告、インターネット検索等で「いいねを押すだけ」「スタンプを送るだけ」「スクリーンショットを撮るだけ」「コピペするだけ」「相談に乗るだけ」「動画を見るだけ」といった、スキマ時間を使って簡単に稼げるかのような広告が見られますが、詐欺の可能性があるので、こうした文言をうのみにしないようにしましょう。

- ② 相手方に安易に個人情報を開示しないようにしましょう

簡単なタスクをする際、相手方から住所や氏名、銀行口座の情報、免許証の写真等の個人情報の開示を求められる場合があります。悪用される可能性を否定できないため、相手方が誰であるか不明な場合には、安易に個人情報を開示することは避けてください。

- ③ お金を稼ぐはずが、振り込みを求められたら、消費生活センター等に相談してください

最初に少額の報酬が得られる場合がありますが、その後に、高額報酬のタスクをするため等と称してお金の振り込みを要求されるケースが目立ちます。いったん振り込んでしまうと、被害回復には困難が伴います。お金を稼ぐはずが、振り込みを求められても、言われた通りに振り込まず、消費生活センター等に相談してください。また、相手方の説明に不信感や疑問を抱いた場合にも、最寄りの消費生活センター等に相談してください。

【国民生活センター】

★クイズ★テレビショッピングで買い物、失敗したら？

9月10日は「カラーテレビ放送記念日」
テレビショッピングを見ていてステキだと思い、Mサイズのシャツを注文!届いたシャツを試着してみると思ったよりも小さかった。届いたシャツはMサイズでしたが、小さいので返品したい。

問題: 次のうち、返品について正しいのはどれ?

- ① 注文が確定し、8日以内であればクーリング・オフできる
- ② テレビショッピングはクーリング・オフできないので、業者の返品条件に従う
- ③ いつでも返品できる

※答えは裏面

＜手口のイメージ＞

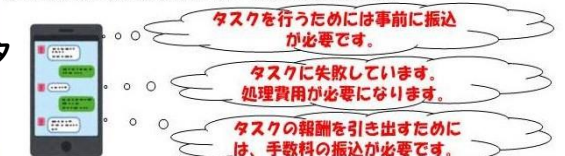
① SNS広告等から副業サイトに遷移する。



② 副業サイト内でメッセージアプリの友だち登録をする。



③ メッセージアプリ上で紹介され、タスク(作業)を行う。
タスク後に様々な口実で銀行口座への振込を要求される。



困ったとき、心配になったときは、
消費者ホットライン

い や や
188

最寄りの消費生活センターや消費生活相談窓口をご案内し、消費生活相談の最初の一步をお手伝いします。



65歳以上の消費生活相談の状況

契約当事者が65歳以上の消費生活相談について、2023年度までに全国の消費生活センター等に寄せられた相談の状況をまとめました。2023年度の相談を商品役務等別にみると、「化粧品」「健康食品」は、契約当事者65歳以上と65歳未満で共通して上位となっています。

また、65歳未満と比較して、65歳以上では「他の役務サービス」や「修理サービス」「その他金融関連サービス」に関する相談や「移动通信サービス」「インターネット接続回線」など通信に関する相談が上位となっています。

販売購入形態別にみると、「通信販売」の各年齢区分の相談全体に占める割合は65歳～69歳が最も高く、年齢が上がるにつれて割合が下がっています。一方、「訪問販売」「電話勧誘販売」「訪問購入」は年齢が上がるにつれ割合が高くなり、85歳以上になると「通信販売」を抜いて「訪問販売」の割合が最も高くなります。

《コラム》国際ロマンス詐欺と弁護士と

表1 商品・役務等別相談件数・割合（2023年度）〔上位20位〕

65歳以上（276,988件）			（参考）65歳未満（496,781件）		
順位	商品・役務等	件数	順位	商品・役務等	件数
1	商品一般 （架空請求、不審なメール等）	31,972 (11.5%)	1	商品一般	36,614 (7.4%)
2	化粧品	22,580 (8.2%)	2	化粧品	32,963 (6.6%)
3	健康食品	13,832 (5.0%)	3	賃貸アパート・マンション	24,827 (5.0%)
4	他の役務サービス （サポート詐欺、点検サービス等）	9,028 (3.3%)	4	健康食品	15,966 (3.2%)
5	移动通信サービス （携帯電話等）	8,500 (3.1%)	5	エステティックサービス	14,471 (2.9%)
6	修理サービス	6,630 (2.4%)	6	フリーローン・借金	13,203 (2.7%)
7	インターネット接続回線 （光回線等）	6,624 (2.4%)	7	他の役務サービス	12,688 (2.6%)
8	屋根工事	6,124 (2.2%)	8	紳士・婦人洋服	12,694 (2.5%)
9	フリーローン・借金	4,676 (1.7%)	9	四輪自動車	10,730 (2.2%)
10	その他金融関連サービス （クレジットカード、暗号資産等）	4,494 (1.6%)	10	移动通信サービス	10,532 (2.1%)

【国民生活センター】

～県消費者法務専門員：中川まな美（弁護士）～

国際ロマンス詐欺については、たびたび新聞報道等で取り上げられているので、みなさんご存じだと思います。SNSなどで知り合った外国人の異性とメールなどでやりとりしているうちに親しくなり、色々な名目で送金を頼まれたり、投資を持ちかけられたりして、どんどんお金を取られ、おかしいと思って返金を願い出ると、連絡が取れなくなるといった詐欺事案です。中には、お金を送るために多額の借金をしてしまう方もいます。

最近では、このような被害に遭った方がお金を取り戻そうとして、インターネットを見たら「詐欺で取られたお金を必ず取り戻す」などと広告を出している弁護士がいたので着し金名目でお金を送ったけれども、その弁護士と連絡が取れなくなったというような被害も生じているようです。

そもそも、このような広告を出している弁護士が資格を持った本当の弁護士かどうか分かりません。弁護士を装ってお金をとる詐欺かもしれないのです。また、仮に、このような広告を出しているのが資格を持った本当の弁護士だとしても、国際ロマンス詐欺等のインターネットを利用した犯罪は、警察ですら犯人を突き止めるのが難しく、お金を取り戻すことはとても難しいのです。ですから、普通の弁護士だったら、「詐欺で取られたお金を必ず取り戻す」なんていうことは、まず言いません。このような広告には、注意が必要です。

国際ロマンス詐欺の事案はもちろん、そうでないときも、弁護士に相談するときは、必ず、着し金を振り込む前に直接弁護士に会って説明を聞いてください。そして、着し金や事件終了時に支払う報酬金等について、説明してもらい、納得してから契約し、着し金を支払うようにしましょう。とりあえず地元の弁護士に相談するのが安心だと思いますよ。

★クイズの答え 正解：②

正解はテレビショッピングはクーリング・オフできないので、業者の返品条件に従うです。テレビショッピングやインターネット通販などは通信販売に該当し、クーリング・オフ制度はありません。返品や交換などは業者が定めた条件に従うことになります。特約がない場合、商品を受け取った日を含めて8日以内であれば、「契約申し込みの撤回」ができます。返品送料は消費者負担です。注文前に規約など条件をきちんと確認することが重要です。

お問い合わせ先：徳島県消費者情報センター

〒770-0831 徳島市寺島本町西1丁目5番地 アミコビル東館 7階

・相談電話 ☎ 088-623-0110 ・啓発受付 ☎ 088-625-8285

・事務担当 ☎ 088-623-0612 ・ファクシミリ ☎ 088-623-0174

【電子メール】 t-shouhi@mail.pref.tokushima.lg.jp

【ホームページ】 <https://www.pref.tokushima.lg.jp/shohi/>

